

## 第1 事業概要



## 1 沿革

大正 9 年 8 月 下京区（現東山区）今熊野旧日吉病院跡に京都市衛生試験所として開設  
 大正 15 年 11 月 上京区竹屋町通千本東入主税町 910 番地に新築移転  
 昭和 21 年 4 月 京都市生活科学研究所に改称  
 昭和 25 年 7 月 厚生省通牒（地方衛生研究所設置要綱）に基づき京都市衛生研究所に改称  
 昭和 38 年 12 月 機構改革により事務部門を除き從来の部制を廃止し、研究主幹制に変更  
 昭和 45 年 7 月 中京区壬生東高田町 1 番地の 2 に新築移転  
 昭和 54 年 1 月 京都市公害センター設立に伴う機構改革により当研究所から公害関係業務を分離  
 昭和 61 年 4 月 組織改正により、京都市食品検査所並びに衛生局環境衛生課環境防疫室及び総合検査室を統合し、1 課 6 部門となる。また、京都市中央卸売市場第一市場及び第二市場にそれぞれ第一検査室及び第二検査室を設置  
 平成 2 年 4 月 組織改正により、公害対策室審査課（公害センター）を統合、1 課 7 部門とし、京都市衛生公害研究所に改称  
 平成 18 年 4 月 組織改正により、調査研究部門を廃止し、衛生動物部門を新設  
 平成 22 年 4 月 組織改正により、管理課相談係を廃止し、疫学情報部門を管理課に、臨床部門を微生物部門に編入  
 1 課 5 部門体制となる。また、所名を衛生環境研究所に改称  
 平成 23 年 4 月 組織改正により、微生物部門の先天性代謝異常症等の検査業務を管理課に移行  
     （平成 24 年 4 月 民間業者委託に移行）  
 平成 24 年 4 月 組織改正により、衛生動物部門を微生物部門に編入、1 課 4 部門体制となる。  
 平成 30 年 2 月 京都中央卸売市場第二市場新施設完成に伴い、第二検査室（食肉検査部門）が同施設内に入居。  
 令和元年 10 月 本所が伏見区村上町 395 に新築移転

## 2 施設

### (1) 本所（管理課、生活衛生部門、微生物部門、環境部門）

ア 所 在 地 京都市伏見区村上町 395  
 イ 敷 地 面 積 7,075.14 平方メートル  
 ウ 建物の構造等 鉄骨造、地下 1 階・地上 3 階建て、9,775 平方メートル（京都府保健環境研究所分含む）

### (2) 第一検査室（生活衛生部門）

ア 所 在 地 京都市下京区朱雀分木町 25 番地（京都市中央卸売市場第一市場内）  
 イ 建物の構造等 鉄筋コンクリート造、地上 3 階建て、435.0 平方メートル

### (3) 第二検査室（食肉検査部門）

ア 所 在 地 京都市南区吉祥院石原東之口 2 番地（京都市中央卸売市場第二市場内）  
 イ 建物の構造等 鉄筋コンクリート造、地上 2 階建て、334 平方メートル

## 3 機構及び業務分担（令和3年3月現在）

部門	担当	分担業務
所長	管理課 管理 疫学情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研究所の庶務、経理、施設管理</li> <li>・京都府保健環境研究所との連携推進</li> <li>・公衆衛生情報の収集、解析及び提供(感染症情報センター)</li> <li>・所内ネットワーク及びホームページの管理</li> <li>・所年報の発行</li> <li>・試験検査の信頼性確保業務</li> <li>・「京都市衛生環境研究所にゅーす」の発行及び啓発事業の実施</li> <li>・所内事業の取りまとめ</li> <li>・排水、産業廃棄物の管理</li> </ul>
生活衛生	監視指導 食品検査 理化学 家庭用品	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食品中の添加物、残留農薬、有害化学物質などの検査</li> <li>・食品の成分規格検査</li> <li>・食品の放射能汚染検査</li> <li>・畜水産食品中の残留動物用医薬品の検査</li> <li>・アレルギー物質を含む食品の検査</li> <li>・遺伝子組換え食品の検査</li> <li>・食品に係る容器包装などの規格検査</li> <li>・家庭用品の理化学検査</li> <li>・貯水槽水、飲用井戸水、プール水等の水質検査</li> <li>・薬機法に基づく医薬品の検査</li> <li>・中央卸売市場第一市場における監視指導</li> <li>・食鳥処理場などに対する監視指導</li> </ul>
微生物	感染症 細菌 衛生動物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染症の原因となる細菌、ウイルス等の病原微生物検査</li> <li>・エイズ、梅毒などの血清検査</li> <li>・食中毒の検査</li> <li>・食品衛生及び生活衛生に関する微生物検査</li> <li>・環境公害に係る細菌検査</li> <li>・衛生動物の鑑別・同定</li> <li>・公衆衛生の増進、向上に資するための生物学的調査・検査及び研究</li> </ul>
食肉検査	病理 精密検査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中央卸売市場第二市場における、獣畜のと畜検査及び精密検査</li> <li>・中央卸売市場第二市場の衛生監視指導</li> <li>・依頼検体の組織学的検査</li> </ul>
環境	常時監視 分析	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大気汚染等の常時監視及び測定</li> <li>・環境情報の処理及び提供</li> <li>・大気汚染、酸性雨、悪臭物質などに関する検査及び調査</li> <li>・騒音・振動調査を目的とした行政部局への測定機器の貸出及び保管</li> <li>・水質汚濁等に関する検査及び調査</li> </ul>

## 4 試験検査

令和2年度の試験検査状況は、表1-1のとおりである。

表1-1 試験検査状況（令和2年4月1日～令和3年3月31日）

項目		件数	項目	件数	
結核		109	医薬品・家庭用品等検査	10 435 7	
性病	梅毒	500			
	その他	0			
ウイルス・リケッチャ等検査	分離・同定・検出	ウイルス リケッチャ クラミジア・マイコプラズマ	18,229 0 0	栄養関係検査 細菌学的検査 理化学的検査 生物学的検査	0 0 0 0
	抗体検査	ウイルス リケッチャ クラミジア・マイコプラズマ	0 0 0	水道等水質検査 飲用水 細菌学的検査 理化学的検査	41 41
	病原微生物の動物試験			利用水等(プール水等を含む) 細菌学的検査 理化学的検査	50 22
原虫・寄生虫等	原虫	0		一般廃棄物 細菌学的検査 理化学的検査 生物学的検査	0 0 0
	寄生虫	0		産業廃棄物 細菌学的検査 理化学的検査 生物学的検査	0 0 0
	そ族・節足動物	1,545			
	真菌・その他	0			
食中毒	病原微生物検査	細菌 ウイルス 核酸検査	337 89 128	大気検査 SO <sub>2</sub> ・NO <sub>2</sub> ・O <sub>x</sub> 等 浮遊粒子状物質 降下ばいじん 有害化学物質・重金属等 酸性雨 その他	16,790 9,125 611 63 52 10,585
	理化学的検査		0		
	その他		0		
臨床検査	血液検査(血液一般検査)			水質検査 (細菌学的検査) 工場事業場排水 浄化槽放流水 その他	10 14 18
	血清等検査	エイズ(HIV)検査 HBs抗原、抗体検査 その他	272 0 0		
	生化学検査	先天性代謝異常等検査 その他	0 0		
	尿検査	尿一般 その他	0 0		
	アレルギー検査(抗原検査・抗体検査)		0	水質検査 (理化学的検査) 公共用水域 工場事業場排水 浄化槽放流水 その他	25 14 91
	その他		0		
食品等検査	微生物学的検査	429			
	理化学的検査	食品規格検査 遺伝子組換え食品 食品添加物 残留農薬 PCB・水銀等有害物質 残留動物用医薬品 自然毒検査 器具・容器包装等検査 特定原材料 その他	39 10 303 132 58 175 10 55 180 14	騒音・振動 悪臭検査 土壤・底質検査 環境生物検査 藻類・プランクトン・魚介類 その他 一般室内環境 その他	0 29 20 0 0 0
(上記以外)細菌検査	分離・同定・検出 核酸検査 抗体検査 化学療法剤に対する耐性検査	248 262 0 40	放射能	環境試料(雨水・空気・土壤等) 食品(牛肉) 食品(その他)	0 0 104
と畜検査	現場検査 精密検査	29,151 細菌検査 病理検査 理化学検査 抗菌性物質検査 BSE検査 その他		その他 合計	0 96,651

## 5 各部門の業務

### (1) 管理課

管理課は管理担当と疫学情報担当の2担当から構成されている。

疫学情報担当は以下の経緯をもって現在に至る。

昭和38年12月の機構改革に際し、公衆衛生に関する疫学的調査及び研究を担当する部門として、疫学部門が設置された。

昭和54年1月には、公衆衛生に関する全般的な情報の収集、解析及び提供に関することを担当することとなり、疫学情報部門と改称された。

平成22年4月、管理課相談係の業務を引き継ぐとともに、管理課に編入され、管理課疫学情報担当となった。

管理担当は衛生環境研究所の管理運営等庶務を担当しており、管理課疫学情報担当は以下の業務を担当している。

#### ア 感染症業務

(ア) 京都市感染症情報センターとして、感染症に対する有効かつ的確な予防対策に資するため、市域における患者情報及び病原体情報を全国の情報と併せて、週、月、年単位で解析し、医師会など関係機関に提供するとともに、当研究所ホームページに掲載している。その他、迅速な情報提供を要する感染症についても、発生状況等の詳細を随時、ホームページに掲載している。

また、これらの情報は、「医療従事者向けメール配信サービス」として、登録者に提供している。

(イ) 「京都市子どもの感染症」として、乳幼児健診に訪れる市民等への啓発を目的に、子どもの感染症予防に役立つ情報を掲載したポスターを月に1回発行し、医療衛生センター等での掲示を依頼するとともにホームページに掲載している。また、子どもの感染症をわかりやすく解説するリーフレットもホームページに掲載している。

(ウ) 京都市結核対策推進プロジェクトチームに参画するとともに、一年間の京都市内の結核患者の動向をとりまとめ、「京都市の結核」(年報)として発行している。

(エ) 「HIV検査相談事業」の「プレ・ポストカウンセリング問診票」の集計、改定等に関する業務を行っている。

#### イ 所内ネットワークの管理業務

所内のインターネットパソコンについて、セキュリティ確保等を適正に管理し、情報の利用及び発信を効率よく行うため管理を行っている。

#### ウ ホームページの維持管理

京都市ホームページ作成支援システム(CMS)のパスワード管理等を行うとともに、当研究所ホームページのサイト構成図やレイアウトを作成している。

#### エ 京都市衛生環境研究所年報の作成

年報編集委員会の事務局となり、一年間の衛生環境研究所の事業概要、試験検査及び研究実績などをとりまとめ、「京都市衛生環境研究所年報」として発行するとともにホームページに掲載している。

#### オ 試験検査の信頼性確保業務

食品衛生に関する検査の信頼性を確保するため、平成9年4月、国及び地方自治体などの食品衛生検査施設に対し、試験検査などの業務管理(いわゆる「GLP」)が義務づけられた。そこで、所の信頼性確保部門として、GLP委員会の運営、内部点検の実施、外部精度管理調査のとりまとめなどを担当している。

平成28年からは、病原体等の検査、令和元年からは輸出食肉検査についても信頼性を確保するための内部点検を行っている。

#### カ 情報の提供及び技術支援等

各事業課、保健所への公衆衛生情報の提供、事業課が行う調査及び情報処理の技術支援等を行っている。

#### キ 市民啓発事業

(ア) 「京都市衛生環境研究所にゅーす」の発行(冊子及びホームページ)

市民に向けた情報提供のために、令和2年度1号を発行した。

(イ) 京都府市連携「夏休み体験教室 科学の目で見なおす身の周り」の開催

令和2年度は新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の中止した。

## ク その他

- (ア) 各部門が対応した市民・事業者等からの相談事例のとりまとめ
- (イ) 蔵書管理
- (ウ) 調査研究のとりまとめ及び衛生環境研究所セミナーの開催
- (エ) 産業廃棄物の管理
- (オ) 排水管理
- (カ) 地方衛生研究所全国協議会の窓口業務（照会及び回答等）
- (キ) 地方衛生研究所全国協議会疫学情報部会への参加
- (ク) 健康危機管理委員会の事務局業務

### (2) 生活衛生部門

中央卸売市場第一市場にある第一検査室を含めて構成されている。第一市場内の食品衛生等の監視業務（第一検査室が担当）と食品衛生、生活衛生に関する試験検査（本所と第一検査室で分担）を担当している。

主な業務内容は、「3 機構及び業務分担」(2ページ) のとおりである。

### (3) 微生物部門

#### ア 感染症に関するウイルス検査

インフルエンザウイルスの分離は、昭和30年代以来実施し、その後アデノウイルス、エンテロウイルスなど対象ウイルスの拡張を図ってきた。

昭和57年からは、国の事業の一環として、京都市感染症サーベイランス事業における病原体検査を担当している。

昭和62年から、同事業は、新たに京都市結核・感染症サーベイランス事業として対象疾病も拡張され、ウイルスの分離、同定の他に疾病診断の確認や病原体情報の解析評価を行っている。同事業は、平成10年に京都市結核・感染症発生動向調査事業と改称された。更に同事業は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律114号）に基づく事業となり、病原体検査もこれに基づいて実施されている。

インフルエンザについては、流行時を中心に通年インフルエンザウイルス分離を実施し、分離ウイルスについては、抗原分析を加えて流行ウイルスの監視を行っている。

また、行政依頼検査として、医療衛生企画課の依頼により、新型コロナウイルス感染症や社会福祉施設等における感染性胃腸炎（五類感染症）事例の検査などを実施している。

#### イ 免疫に関する業務

京都市が実施するエイズ(HIV)抗体検査で採血された検体について、各種の検査を行っている。

HIV感染症及びエイズの予防対策の一環として、HIV-1型抗体・HIV-2型抗体のスクリーニング検査と、確認検査を実施している。また、検査希望者には、梅毒抗体検査を同時に実施している。

風しん抗体検査は、先天性風しん症候群の予防のため、昭和51年から実施してきたが、平成29年度から外部委託となった。

#### ウ 感染症に関する細菌検査

京都市感染症発生動向調査事業における病原体定点医療機関から採取された検体の細菌検査を行っている。

また、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律で定める、三類感染症の赤痢菌、チフス菌、パラチフスA菌、コレラ菌、腸管出血性大腸菌の検査などを行っている。

#### エ 食品衛生対策等に関する微生物検査

市民の健康を守るために、市内に流通する食品の衛生状態を微生物学的見地から把握し、医療衛生センターにおける監視指導業務に役立てることを目的として、年間計画に基づいて収去された食品について微生物検査を行っている。

また、食中毒発生の際には原因究明のため、食中毒菌等の検索を行っている。

生活衛生に関しては、飲用水、浴槽水、プール水及び貸おしごりについて、環境・公害対策では、工場事業場等排水、浄化槽放流水及び河川水について、細菌検査を担当している。

## オ 空中花粉の実態調査

花粉症の原因となるスギ、ヒノキやマツなどの花粉について飛散状況の調査結果をホームページに掲載し、隨時更新している。

## カ 衛生動物等の鑑別、相談受付

衛生動物等について、市民や医療衛生センターからの鑑別の依頼や相談に応じている。また、発生についての情報を収集し、その防除や啓発に役立てている。

## キ 感染症を媒介する昆虫類の調査研究

感染症を媒介する蚊類やマダニの調査及び検査を行い、その防除や啓発に役立てている。

## ク 啓発活動

衛生動物に関する知識の向上と啓発を目的に、依頼などによる鑑別で撮影した画像や事例を紹介した「衛生動物検査写真集」及び「衛生動物だより」を作成し、医療衛生センターなどに配布するとともに、ホームページに掲載している。

## (4) 食肉検査部門

衛生環境研究所第二検査室として、京都市中央卸売市場第二市場内に位置し、市場における獣畜のと畜検査及び場内の衛生監視指導並びにその他の獣畜の精密検査を担当する部門として運営されている。

主な業務は、次のとおりである。また、令和2年度の取扱頭数及び件数は、表1-2のとおりである。

表1-2 食肉検査部門 試験検査取扱件数（令和2年度）

検査名等	
と畜検査	29,151 頭
(正常)	29,051 頭
(病切迫畜)	100 頭
合否保留	178 頭
精密検査	427 頭
処分(全部・一部廃棄)	25,176 頭
BSEスクリーニング検査	12 件
放射性セシウム検査	0 件
食鳥検査(検査指導)	0 羽
瑕疵検査	174 件
監視指導	1,585 件

## ア と畜検査業務

と畜場法及び食品衛生法に基づき、獣畜（牛、豚、馬、山羊及びめん羊）のと畜検査及びこれに伴うとさつ解体禁止、廃棄などの行政措置を行っている。

## イ と畜場及びとさつ解体作業の衛生指導

京都市と畜場の衛生保持及び衛生的な解体作業を監視指導している。

## ウ 第二市場内の衛生指導

食品衛生法に基づき、市場及び関連施設の検査、監視指導を行い、食肉の衛生的な処理と安全確保に努めている。

## エ と畜検査以外の組織学的検査

食鳥、魚介類及びその他の食品について、第一検査室や医療衛生センターなどを通じて寄せられた苦情に対し、その原因追及のための検査を行っている。

## オ データの解析及び還元

と畜検査などによって得られたデータは、コンピュータを用いて解析し、検査業務の参考とともに、生産者、市場関係者や家畜保健衛生所などに還元している。

カ BSE スクリーニング検査

平成13年10月18日からBSEスクリーニング検査が義務付けられ、解体した牛の延髄を検体としてELISA法を用いて全頭のスクリーニング検査を行っていたが、厚生労働省による国内対策の段階的見直しにより、平成29年4月1日からは、健康牛におけるBSE検査が廃止され、24箇月齢以上の牛のうち、生体検査において神経症状が疑われるもの及び全身症状を呈するものについてのみBSE検査を継続して実施している。

(5) 環境部門

環境関連法令などに基づく環境の汚染状況の把握及び環境汚染の発生源に対する監視・指導・規制その他の環境保全行政に必要な行政検査を中心として、次の業務を行っている。

ア 環境情報関係業務

大気汚染防止法第22条に基づき大気汚染状況を常時監視し、光化学スモッグ注意報等緊急時の措置に係る周知・連絡業務等を行うため、「京都市環境情報処理システム」の運用と自動測定機及び測定期間の維持管理に努めている。

環境施策の遂行を支援するため、環境省をはじめとする行政機関等に測定結果を提供している。

イ 大気関係業務

大気汚染防止法における優先取組物質、フロン類、アスベストのモニタリング調査、事業場などから排出される特定悪臭物質（悪臭防止法）、有害物質（京都府環境を守り育てる条例）の測定業務を行っている。また、酸性雨、降下ばいじんの通年調査を行っている。

このほか国（環境省）が実施する各種化学物質の環境中の残留状況などを把握する化学物質環境実態調査（エコ調査）へ参加している。

ウ 水質関係業務

工場・事業場排水、ゴルフ場排水、浄化槽放流水、河川水、河川底質、地下水、池沼水、土壤及び衛生環境研究所排水などに関する理化学的な検査業務を行っている。

